いる者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、近畿地方整備局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）。

(b)　近畿地方整備局における一般土木工事に係る一般競争参加資格の認定の際に客観的事項（共通事項）について算定した点数（経営事項評価点数）が1,200点以上であること（上記(a)の再認定を受けた者にあっては、当該再認定の際に、経営事項評価点数が1,200点以上であること。）。

(c)　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記(a)の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

(d)　当該競争参加資格に係る申請の期限の日から認定を行う日までの期間に、近畿地方整備局長から工事請負契約に係る指名停止等の措置要領（昭和59年３月29日付け建設省厚第91号）に基づく指名停止を受けていないこと。

(e)　警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者として、国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続しているものでないこと。

⑵　構成員の技術的要件等　特定ＪＶの構成員は、次の要件を満たすものとする。

(a)　特定ＪＶのすべての構成員は、平成15年度以降に元請として完成し、引渡しが完了した下記(ｱ)の要件を満たす工事（発注機関は問わない。）の施工実績（以下「同種工事の実績」という。）を有すること（甲型共同企業体構成員としての実績は、出資比率が20％以上の場合のもの、乙型共同企業体構成員としての実績は、出資比率にかかわらず各構成員が施工を行った分担工事のものに限る。また、事業協同組合構成員の実績は認められない。）。

(ｱ)　ＮＡＴＭ工法によるトンネルで、トンネル代表内空断面積（覆工後の内空断面積）が80㎡以上、かつ、トンネルの施工延長が、それぞれ掘削1,100ｍ以上、覆工1,100m以上であること。

ただし、上記(ｱ)は同一工事の実績であること。

同種工事の実績が、国土交通省が発注した工事のうち入札説明書に示すものに係る実績である場合にあっては、工事成績評定点合計が入札説明書に示す点数未満であるものを除く。

(b)　特定ＪＶの構成員は、それぞれ建設業法（昭和24年法律第100号）の土木工事業につき、許可を有しての営業年数が５年以上あること。ただし、相当の施工実績を有し、確実かつ円滑な共同施工が確保できると認められる場合においては、許可を有しての営業年数が５年未満であってもこれを同等として取扱うことができるものとする。

(c)　特定ＪＶの構成員は、それぞれ建設業法の土木工事業に係る監理技術者又は主任技術者を当該工事の現地に専任で配置できること。

⑶　出資比率要件　特定ＪＶの構成員は、30％以上の出資比率であるものとする。

⑷　代表者要件　特定ＪＶの代表者は、構成員の中で最大の施工能力を有する者であって、その出資比率が構成員中最大であるものとする。

⑸　特定ＪＶの協定　特定ＪＶの協定書は、「建設工事共同企業体の事務取扱いについて」（昭和53年11月１日付け建設省計振発第69号）の別添「建設工事共同企業体の事務取扱いについて（回答）」（昭和53年11月１日付け建設省茨計振第771号）の別紙に示された「特定建設工事共同企業体協定書（甲）」によるものとする。

6　一般競争参加資格の認定を受けていない者を構成員に含む特定ＪＶの取扱い

上記５(1)(a)の認定（上記５(1)(a)の再認定を含む。以下同じ。）を受けていない者を構成員に含む特定ＪＶも上記３及び４により申請をすることができる。この場合において、特定ＪＶとしての資格が認定されるためには、上記５(1)(a)の認定を受けていない構成員は、上記５(1)(a)の認定を受けることが必要である。また、この場合において、当該工事に係る開札の時までに特定ＪＶとしての資格の審査が終了せず、競争に参加できないことがある。

なお、この場合において、上記５(1)(a)の認定を受けていない構成員が当該工事に係る開札の時までに上記５(1)(a)の認定を受けていないとき又は上記５(1)(a)の一般競争参加資格がないとの認定（上記５(1)(a)の近畿地方整備局長が別に定める手続きにおける一般競争参加資格がないとの認定を含む。）を受けているときは、特定ＪＶとしての資格がないと認定する。

7　資格審査結果の通知

「一般競争参加資格認定通知書」により通知する。

8　資格の有効期間

特定ＪＶとしての資格の認定の日から当該工事の完成する日までとする。ただし、当該工事に係る契約の相手方以外の者にあっては、当該工事に係る契約が締結される日までとする。

9　その他

⑴　特定ＪＶの名称は、(A)工事は「大野油坂道路和泉トンネル貝皿地区工事○○・○○特定建設工事共同企業体」、(B)工事は「大野油坂道路大谷トンネル箱ヶ瀬工区工事○○・○○特定建設工事共同企業体」とする。

⑵　当該工事に係る競争に特定ＪＶとして参加するためには、開札の時において、特定ＪＶとしての資格の認定を受け、かつ、当該工事の「入札公告（建設工事）」に示すところにより競争参加資格の確認を受けていなければならない。

招　請

意見招請に関する公示

次のとおり調達物品の仕様書案の作成が完了したので、仕様書案に対する意見を招請します。

平成30年７月31日

総務省大臣官房会計課企画官　中村　英男

◎調達機関番号　012　◎所在地番号　13

1　調達内容

⑴　品目分類番号　71、27

⑵　購入等特定役務及び数量　総務省共通基盤支援システムの運用業務及びアプリケーション保守業務の請負　一式

2　意見の提出方法

⑴　意見の提出期限　平成30年８月20日午後５時（郵送の場合は必着のこと。）

⑵　提出先　〒100―8926 東京都千代田区霞が関二丁目１番２号　総務省大臣官房会計課契約第二係　担当　池田　　昭　電話03―5253―5132

3　仕様書案の交付

⑴　交付期間　平成30年７月31日から平成30年８月20日まで

⑵　交付場所　政府電子調達システムへアクセスし入手すること。

4　Summary

⑴　Classification of the services to be procured : 71, 27

⑵　Nature and quantity of the services to be required : The operation management and maintenance of application for the common platform support system of MIC 1 set.

⑶　Time limit for the submission of comments : 5 : 00 PM 20 August 2018

⑷　Contact point for the notice : Akira Ikeda, Accounts Division, Minister's Secretariat, Ministry of Internal Affairs and Communications, 1―2 Kasumigaseki 2 chome, Chiyoda-ku Tokyo 100―8926 Japan. TEL 03―5253―5132

意見招請に関する公示

次のとおり調達に関する仕様書案の作成が完了したので、仕様書案に対する意見を招請します。

平成30年７月31日

東京航空局　総務部

安全企画・保安対策課長　手島　祥隆

◎調達機関番号　020　◎所在地番号　13

○東空対第44号

1　調達内容

⑴　品目分類番号　15

⑵　調達等件名及び数量

東京国際空港海上警備設備更新に係る製造一式

2　意見提出の方法

⑴　意見提出の期限　平成30年８月20日17時00分（郵送の場合は必着のこと。）